

		への周知を図った。 また、学外実習の履修を許可する判断根拠として、所要な科目の単位修得やGPAによる履修制限を設けている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ①中村学園大学教育学部履修細則 ②2015（平成27）年度 第6回合同教務委員会議事録 [2015（平成27）年10月22日開催] ③2015（平成27）年度 第7回教育学部教授会議事録 [2015（平成27）年10月29日開催] ④2016（平成28）年度 中村学園大学学生便覧 ⑤2016（平成28）年度 中村学園大学N-GUIDE ⑥ホームページ [授業・カリキュラム>学修について>履修について] http://www.nakamura-u.ac.jp/studentlife/curriculum/	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5
No.	種 別	内 容
1 (2)	基準項目	1 教育内容・方法・成果 (2) 成果
1)	指摘事項	1) 各研究科・課程において、学位論文審査基準が学生に明示されていないので、研究科・課程ごとに策定し、『学生便覧』などに明記するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学位論文の審査基準については、「中村学園大学学位規程」に示しているものの、内容が抽象的なため、学位に求める水準を満たす論文であるかを審査する具体的な基準を学生に明示していなかった。

	評価後の改善状況	学長を委員長とする大学院運営委員会 [2015 (平成 27) 年 10 月 17 日開催] にて審議を行い、各研究科・課程において学位論文審査基準を定め、2016 (平成 28) 年度より大学院学生便覧に「学位論文審査基準」を明記し、学生への周知を行った。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ①2015 (平成 27) 年度 第 4 回大学院運営委員会議事録 [2015 (平成 27) 年 10 月 17 日開催] ②2016 (平成 28) 年度 中村学園大学大学院学生便覧	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5
No.	種 別	内 容
1 (2)	基準項目	1 教育内容・方法・成果 (2) 成果
2)	指摘事項	2) 栄養科学研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	評価当時、栄養科学研究科博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していた。また、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対して、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられるような体制が整っていなかった。

<p>評価後の改善状況</p>	<p>学長を委員長とする大学院運営委員会 [2015 (平成 27) 年 10 月 17 日開催] にて審議を行い、下記のとおり方針を定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期退学後の論文提出による学位は論文博士とする ・社会人学生等、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生がいる状況を鑑み、修業年限後も論文指導を受けながら引き続き大学院生として在籍し、在学年限（入学後 6 年）以内に博士論文を提出した場合に限り、課程博士の学位を授与することとし、その際の納付金は維持充実費のみとする <p>その結果、2016（平成 28）年 4 月 1 日施行にて、「中村学園大学学位規程」及び「中村学園大学大学院授業料、その他納付金及び諸納入金取扱要領」を以下の通り改正した。</p> <p>『学位規程』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士後期課程満期退学後 5 年以内の課程博士授与についての文言を削除（旧規程第 13 条第 3 項） <p>『授業料、その他納付金及び諸納入金に関する取扱要領』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士後期課程において、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生が在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受ける場合、維持・充実費のみを徴収することを追記（第 2 条第 2 項） ・入学時の学生便覧配付、及び本学ホームページへの掲載により、学生への周知を図った。
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>①2015（平成 27）年度 第 4 回大学院運営委員会議事録 [2015（平成 27）年 10 月 17 日開催]</p> <p>②中村学園大学学位規程（新旧対照表含む）</p> <p>③中村学園大学大学院授業料、その他納付金及び諸納入金取扱要領</p> <p>④2016（平成 28）年度 中村学園大学大学院学生便覧</p> <p>⑤ホームページ [学生サポート>納付金>入学金および学費一覧 大学院]</p> <p>http://www.nakamura-u.ac.jp/studentlife/support/</p>	

<大学基準協会使用欄>		
	検討所見	
	改善状況に対する評定	
	1 2 3 4 5	
No.	種 別	内 容
2	基準項目	2 学生の受け入れ
1)	指摘事項	流通科学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、1.26と高いので、改善が望まれる。また、編入学定員に対する編入学生数比率が0.68と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>入学者選抜は、「入学試験運営委員会」並びに各学部の「入学試験実施委員会」においてその方針を決定し、公正かつ明瞭な選抜方法で修学に必要な適正・能力を判定している。</p> <p>流通科学部においては、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が高く、また、編入学定員「20名以内」に対し、編・転入学試験の志願者数は2011（平成23）年度36名、2012（平成24）年度52名、2013（平成25）年度34名だったものの、合格者数は2011（平成23）年度13名、2012（平成24）年度16名、2013（平成25）年度13名に留まったため、編入学生数比率が低かった。</p>
	評価後の改善状況	<p>入学定員に対する入学者数比率については、各学部における入学試験実施委員会及び学長を議長とする入学試験運営委員会において、適切な比率となるよう、検討を行っている。入学定員に対する入学者数比率を下げるために、2014（平成26）年度～2015（平成27）年度入学試験においては、合格者数を抑制することで、入学者数比率を下げる事ができた。2016（平成28）年度以降の入学試験においても、合格者数の抑制により適切な入学者比率となるよう試みたが、大規模大学の入学定員厳格化に伴い、一般入学試験及びセンター利用入学試験合格者における歩留率が上</p>

昇したために、入学者数比率も上昇した。今後は、指定校推薦枠を含めた推薦入学試験合格者数と一般入学試験等の合格者数とのバランスを考慮しながら、適正な定員管理に努めていきたい。

編入学生について、評価以後の編入学試験の志願者数が2014（平成26）年度8名、2015（平成27）年度11名、2016（平成28）年度18名、2017（平成29）年度24名、2018（平成30）年度10名に留まっているが、質保証のために厳正な入学者選抜を実施していることと志願者数が編入学定員に満たない年度が多くなっていることから、結果として編入学定員に対する編入学生比率が比較的低いままとなっている。

志願者数が少ない理由としては、企業の雇用環境が好転し、短期大学や専門学校を卒業後に四年制大学に編入学して大卒者として就職を希望する学生が減少し、短期大学や専門学校を卒業後にそのまま就職する学生が増えていることが考えられる。そのため編入学試験の志願者を増やすために、実績のある短期大学の編入学希望者対象の説明会に参加するなど志願者の獲得に努めている。また、昨今、「社会人の学び直し」のニーズが高まっている状況を鑑み、本学短期大学部同窓会等で編入学についての案内を行うといった志願者獲得策を講じることも検討している。

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

〔2014年度～2018年度の入学者比率〕

年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	平 均
入学定員	220	220	220	220	220	
入学者数	248	248	295	280	282	
入学者比率	1.13	1.13	1.34	1.27	1.28	1.23

〔2014年度～2018年度の編入学者比率〕

年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	平 均
編入学定員	20	20	20	20	20	
編入学者数	2	5	10	11	8	
編入学者比率	0.10	0.25	0.50	0.55	0.40	0.36

	①学生の受け入れ 1 流通科学部の志願者・合格者・入学者の推移（大学基礎データ表 3・2018年5月1日現在） ②学生の受け入れ 2 流通科学部の学生定員及び在籍学生数（大学基礎データ表 4・2018年5月1日現在）				
	＜大学基準協会使用欄＞				
	検討所見				
	改善状況に対する評定	1	2	3	4 5
No.	種 別	内 容			
3 (1)	基準項目	3 管理運営・財務 (1) 管理運営			
1)	指摘事項	1) 研究科長の選考方法について、規程等で明文化されていないので、改善が望まれる。			
	評価当時の状況	管理運営に関しては、大学学則、大学院学則、大学教授会運営細則、大学院運営委員会規程等に基づき、学長、学部長、研究科長等の所要の職が置かれ、教授会、大学院運営委員会等の組織を設けており、学長直轄の審議会と各学部教授会、大学院運営委員会等が意思決定プロセスとして機能しており、各種規程は整備しているが、研究科長の選任方法について明文化していなかった。			
	評価後の改善状況	学長を委員長とする大学院運営委員会〔2015（平成 27）年 12 月 14 日開催〕で研究科長の選任方法について検討し、2016（平成 28）年 4 月 1 日施行にて、「中村学園大学大学院研究科長候補者推薦内規」を制定し、選任方法を明記した。			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
	①2015（平成 27）年度 第 6 回大学院運営委員会議事録〔2015（平成 27）年 12 月 14 日開催〕				
	②中村学園大学大学院研究科長候補者推薦内規				
	＜大学基準協会使用欄＞				
	検討所見				
	改善状況に対する評定	1	2	3	4 5